

## 社会福祉法人 入間川福祉会 評議員・理事・監事の報酬等の支給基準規程

### (目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人入間川福祉会（以下「この法人」という。）の定款第九条及び第一条の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬等に関して定めることを目的とする。

### (評議員の報酬)

第二条 評議員の報酬は、評議員1名1回の会議につき、費用弁償を含め5,340円を支給するものとする。支給方法は会議の都度、源泉徴収した金額を現金で支給する。なお、各年度の総額が、420,000円を超えないものとする。

### (理事の報酬)

第三条 理事の報酬は、理事1名1回の会議につき、費用弁償を含め5,340円を支給するものとする。支給方法は会議の都度、源泉徴収した金額を現金で支給する。尚、各年度の総額が360,000円を超えないものとする。

- 2 理事長は医師として特別養護老人ホームさくらと嘱託医契約（1年間の契約金額2,200,000円）を結んでおり、理事の報酬とは異にする。
- 3 職員給与の支給を受けている理事（施設長）は給与規程によるものとし、理事の報酬とは異にする。
- 4 職員給与の支給を受けている理事（施設長）は第1項の費用弁償を含めた報酬を受給することができない。

### (監事の報酬)

第四条 監事の報酬は、監事1名1回の会議につき、費用弁償を含め5,340円を支給するものとする。支給方法は会議の都度、源泉徴収した金額を現金で支給する。尚、各年度の総額が120,000円を超えないものとする。

### (公表)

第五条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第六条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (附則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。